

No 4270342

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 山田 忍
所管課・係名	生活援護課 保護給付係
課長名	中田 利一郎

評価対象年度 平成27年度

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	低所得者等援護事業			会計区分	01 一般会計					
				款項目コード(款-項-目)	3	—	1	—	3	
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち	総合戦略での 位置づけ	基本目標					
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			施策大項目				
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化				施策小項目			
	具体的な施策と内容	2	地域福祉の推進							
事務事業の概要 (全体事業の内容)	<p>行旅病人及び行旅死亡人取扱法で規定する行旅病人及び死亡人に関しては、通院、入院、火葬、埋葬費用を一時的に市が負担し、本人又は相続人へ実費の請求を行う。身元不明の場合は、熊本県が負担する。 墓地・埋葬等に関する法律で規定する身元引受人のいない死亡人の場合、市が火葬・埋葬を行い、相続人を調査し、相続人へ実費を請求する。</p>									
実施手法 (該当欄を選択)	<p>● 全部直営 一部委託 全部委託 補助金(補助先:) その他()</p>									
根拠法令、要綱等	行旅病人及び行旅死亡人取扱法、墓地・埋葬等に関する法律									
事業期間	開始年度		終了年度		法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない				
	合併前		未定							

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対象 (誰・何を)	移動中や漂泊中に病気になる救護者がいない方及び死亡し引き取り者のいない方							
事業内容(手段、方法等)	成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)							
【行旅病人及び死亡人】 病院への通院・入院等の救護。死亡人の火葬・埋葬。 身元調査、相続人調査、公告、官報への登載。 本人又は相続人への実費の請求。 身元不明の場合は、熊本県が負担する。 【身元引き受け人のいない死亡人】 死亡人の火葬・埋葬。 相続人調査。相続人への実費の請求。 相続人が拒否した場合は、八代市の予算で対応する。	必要な方に対して、通院・入院等の救護、火葬・埋葬を行う。							
コスト推移	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込	
総事業費 (単位:千円)	-	533	403	767	767	767	767	
事業費(直接経費) (単位:千円)	0	183	53	417	417	417	417	
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	0	0	
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	0	0	0	417	417	417	
	一般財源(特別会計→事業収入)	0	183	53	0	0	0	
人件費	25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込	
概算人件費(正規職員) (単位:千円)	-	350	350	350	350	350	350	
正規職員従事者数 (単位:人)	-	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	
臨時職員等従事者数 (単位:人)	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
				①	行旅病人・死亡人数	件	計画	-	8	8
				実績	0	0	1	1	-	-
				計画	-					
				実績				-	-	
				計画	-					
				実績				-	-	

<記述欄>※数値化できない場合

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
					①				計画	-
				実績					-	-
				計画	-					
				実績					-	-
				計画	-					
				実績					-	-

<記述欄>※数値化できない場合

必要な方すべてに対して、救護又は葬祭を行うもので、数値化になじまない。

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	行旅人の救護・身元引受人のない死亡者の葬祭を行うことにより、不慮の際の不安を解消することで地域福祉に寄与しており、上位政策に結びついている。また、近年の該当者は平成26、27年度各1件となっているが、高齢化の進展やライフスタイルの多様化により、葬祭執行者のいない死亡者が増加する可能性もあり、当事業の必要性は薄れていない。なお、法にて市町村が行うことが明記されており、市が事業主体であることは妥当である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	当事業の該当者が発生した時には、適切に対応を行っており、成果目標は達成されている。また、法に規定されているため、見直しの余地は無い。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	事業量が変動するため、民間委託や指定管理者制度を導入することは難しい。法に規定されているため、他事業との統合・連携はできない。また、病人や死亡者が死亡してから対応することになるため、職員は24時間対応を迫られる場合があり、非常勤職員による対応は難しい。行旅病人・死亡人については、実費を本人又は相続人へ請求するか、あるいは県が負担する。また、身元引受人のいない死亡者の場合の費用負担も請求順位が定められている等いずれも法に規定されており見直しの余地はない。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善

今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)
	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組をもたらそうとする効果など) 法の趣旨に基づき、適正に対応していく。		

外部評価の実施	無	実施年度	
改善進捗状況等	H27進捗状況		
	H27取組内容		

決算審査特別委員会における意見等	特になし <p align="right">(委員からの意見等)</p>
-------------------------	---

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	供花の回数	回	計画	-	2	2	2	2	2
			実績	2	2	2	2	-	-
②	鏡町納骨堂の庭木剪定の回数	回	計画	-	1	1	1	1	1
			実績	1	1	1	1	-	-
③			計画	-					
			実績					-	-

<記述欄>※数値化できない場合

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①				計画	-					
				実績					-	-
②				計画	-					
				実績					-	-
③				計画	-					
				実績					-	-

<記述欄>※数値化できない場合

無縁仏の慰霊が成果目標であり、数値的な指標はない。

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	行旅死亡人や身寄りがいない者の遺骨を納骨することで、地域福祉に寄与しており上位政策と結びついている。また、家族形態の変化や地域社会での結びつきの希薄化、親族の疎遠化などの要因により身寄りのない高齢者が増える傾向にある。無縁仏という性格上、市以外の者が事業主体となることは難しい。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	慰霊が目的であり、数値的な成果目標はないが定期的に納骨堂の管理を行うことで、成果目標には達していると考えられる。市斎場内の納骨堂は収容限界に近づきつつある。鏡町納骨堂への納骨で対応するものの、今後の件数増に備えた対応を検討する必要がある。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	墓地を経営する民間事業者への委託も考えられるが、委託料が発生するため、現在のコスト以下に削減することは難しい。市以外に当該事業を行う事業者がないため、統合・連携は難しい。現時点においても最低限の人件費であり、これ以上の削減は難しい。行旅死亡人や身寄りのない者など、経済的に困窮している者が対象であるため、受益者負担の徴収は困難である。

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	住宅支援給付支給件数	件	計画	-	299	36	6	0	0	
実績				218	32	19	2	-	-		
②				計画	-						
				実績					-	-	
③				計画	-						
				実績					-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合											
もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	住宅支援給付支給件数	支給件数により事業の実施状況を把握するため	件	計画	-	299	36	6	0	0
②				計画	-						
				実績					-	-	
	③				計画	-					
					実績					-	-
	〈記述欄〉※数値化できない場合										

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	生活保護に至る前の救済という意味で第二のセーフティネットとして機能しており、上位政策に結びついている。生活保護受給者は年々増加を続けており、また生活保護に至る前の困窮者も潜在的に多数存在すると考えられる。国が策定している実施要領において、市町村が事業主体と定まっている。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	ハローワークとの連携により、支給世帯数は年々増加していたが、求人倍率等の改善により受給者数は減少した。国が策定している実施要領で事業内容は定められており、見直しの余地は無い。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	平成27年度新規発生分より生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)に制度移行。

No 4270347

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 山田 忍
所管課・係名	生活支援課 保護給付係
課長名	中田 利一郎

評価対象年度 平成27年度

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	生活困窮者自立支援事業			会計区分	01 一般会計					
				款項目コード(款-項-目)	3	—	1	—	1	
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち	総合戦略での 位置づけ	基本目標					
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			施策大項目				
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化				施策小項目			
	具体的な施策と内容	2	地域福祉の推進							
事務事業の概要 (全体事業の内容)	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施することにより自立の促進を図る。その目的を達成するために、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する事業を行う。									
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	一部委託	全部委託	補助金(補助先: ● その他(相談事業(委託)、住居確保(直営)、その他(県と共同))						
根拠法令、要綱等	生活困窮者自立支援法									
事業期間	開始年度	終了年度		法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない					
	平成27年度	未定								

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対象 (誰・何を)	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者							
事業内容(手段、方法等)	成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)							
【生活困窮者自立相談支援事業】※必須事業 生活困窮者からの相談を受け、抱えている課題を評価・分析し、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるようプランを策定する。その後プランに基づいた各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行う。 【住居確保給付金】※必須事業 離職により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で住居確保給付金を支給 【その他の事業】※任意事業 就労準備支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習援助事業、一時生活支援事業を実施することで、相談者の自立の支援を図る。	生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、自立の促進を図る。							
コスト推移	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込	
総事業費 (単位:千円)	-	6,522	34,467	35,414	37,270	37,270	37,270	
事業費(直接経費) (単位:千円)	0	222	31,317	32,614	34,470	34,470	34,470	
財源内訳	国県支出金	0	222	21,885	21,535	21,519	21,519	21,519
	地方債	0	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源(特別会計→事業収入)	0	0	9,432	11,079	12,951	12,951	12,951
人件費	25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込	
概算人件費(正規職員) (単位:千円)	-	6,300	3,150	2,800	2,800	2,800	2,800	
正規職員従事者数 (単位:人)	-	0.90	0.45	0.40	0.40	0.40	0.40	
臨時職員等従事者数 (単位:人)	-	0.00	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	相談件数	件	計画	-	-	-	180	190	200
実績				-	-	-	172	-	-	
②	支援調整会議開催回数	回	計画	-	-	-	60	70	80	
			実績	-	-	-	100	-	-	
③			計画	-						
			実績					-	-	

<記述欄>※数値化できない場合

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	相談件数	生活困窮者への本制度の周知状況の指標として設定	件	計画	-	-	-	180	190
実績					-	-	-	182	-	-
②	支援調整会議開催回数	支援を行う前には、必ず支援調整会議を開催するため、支援の実施状況の指標として設定	回	計画	-	-	-	60	70	80
				実績	-	-	-	100	-	-
③	相談者の自立割合	相談した人が、自立した生活を行っていることを効果の指標として設定	%	計画	-	-	-	100	100	100
				実績	-	-	-	88	-	-

<記述欄>※数値化できない場合

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	当事業は生活保護に至る前の救済という意味で第二のセーフティネットとなっており、上位政策に結びついている。生活保護受給者は増加を続けており、また生活保護に至る前の困窮者も潜在的に多数存在すると考えられており、今後も事業を行っていく必要がある。福祉事務所設置自治体が事業主体であることが法に明記されている事業である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	平成27年度から事業を実施しているが、成果目標として計画した相談件数をやや下回る相談数となっている。また、相談支援事業所から就労支援事業所、子どもの学習援助事業所、一時生活支援事業所と連携して事業を進めており生活困窮者対策として有効な活動内容となっている。また、相談者の87%が生活保護に至っておらず相談支援の効果がでている。なお、法に規定された制度であるが、実施方法については、適宜見直しを図っている。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	平成27年度の事業開始時から民間委託が不可能な事業を除いて民間委託で実施している。今後国において制度改正や運用見直しが行われた場合には、それに合わせて事業の統合や連携も含めた見直しを行っていく。なお、生活に困窮された方を対象とした事業であるため、本事業に受益者負担は無い。

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
				①	就労支援対象者	人	計画	-	100
			実績	69	98	75	56	-	-
②	ハローワークと連携した就労支援	回	計画	-	45	90	90	90	90
			実績	0	39	89	194	-	-
③	生活保護世帯への訪問	件	計画	-	-	-	5300	5350	5400
			実績	-	-	-	5574	-	-

<記述欄>※数値化できない場合

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
					①	就労支援対象者数	就労支援プログラムの参加人数	人	計画	-
				実績	69	98	75	56	-	-
②	ハローワークと連携した就労支援	生活保護受給者を対象としたハローワーク面接相談員の相談回数	回	計画	-	45	90	90	90	90
				実績	0	39	89	194	-	-
③	生活保護世帯訪問率	家庭訪問等により生活実態を把握し、世帯に応じた自立支援を図るため訪問率を指標として設定	%	計画	-	-	-	100	100	100
				実績	-	-	-	105.17	-	-

<記述欄>※数値化できない場合

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	「保健・福祉・医療の連携強化」の中で、総合計画にも位置づけられており、市の上位政策と結びついている。また、生活保護受給者は、高齢化の進展や経済構造の変化などにより年々増加しており、事業の重要性は増している。なお、法定受託事務であり、市が事業主体であることが法で定められている。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	保護の適正化・自立助長のための保護世帯訪問も目標の100%を超える実績となっている。また、ハローワークと連携した就労支援も目標の面接回数を超過している。なお、国で事業内容や事務処理の方法を定めている法定受託事務であることから、市独自に事業内容を見直す余地は無い。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	法定受託事務であり、民間委託や指定管理者制度等の利用はできない。また、類似する他事業との統合・連携もできない。ケースワーカーは、正規職員、非常勤職員とも同じ内容の業務を行っており、非常勤職員においては時間的な制限もあることから、正規職員の配置が望ましい。

No 4270346

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 山田 忍
所管課・係名	生活援護課 保護給付係
課長名	中田 利一郎

評価対象年度 平成27年度

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	生活保護事業			会計区分	01 一般会計		
				款項目コード(款-項-目)	3	—	3 — 1
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち	事業コード(大-中-小)	1	—	31 — 25
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり	総合戦略での 位置づけ	基本目標		
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化		施策大項目		
	具体的な施策と内容	3	生活保護行政の適正な運営		施策小項目		
事務事業の概要 (全体事業の内容)	生活保護費給付事業に必要な事務及び職員の技能向上のための研修や各種調査等を行うための体制を整備する。						
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営 ● 一部委託		全部委託				
根拠法令、要綱等	生活保護法						
事業期間	開始年度		終了年度		法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
	合併前		未定				

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対象 (誰・何を)	生活保護受給者等						
事業内容(手段、方法等)	成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)						
<ul style="list-style-type: none"> 嘱託医(一般・精神各1名)による医療の助言及び要否判定 生活保護にあたる職員への研修の実施 診療報酬明細書の点検 面接相談員、就労支援員等の配置 市外への扶養調査 S V・C W全国研修会への参加 医療券・介護券発行 関係機関調査手数料等支払事務 備品等の維持管理 <p>などを行うことにより、生活保護費給付事業を適正に実施する。</p>	生活保護費給付事業を適正・円滑に実施する。						
コスト推移	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込
総事業費 (単位:千円)	-	38,269	35,674	42,180	43,725	43,725	43,725
事業費(直接経費) (単位:千円)	24,334	25,669	23,074	32,030	33,575	33,575	33,575
財源内訳	国県支出金	7,135	8,576	6,210	9,621	9,717	9,717
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0
	一般財源(特別会計→事業収入)	17,199	17,093	16,864	22,409	23,858	23,858
人件費	25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:千円)	-	12,600	12,600	10,150	10,150	10,150	10,150
正規職員従事者数 (単位:人)	-	1.80	1.80	1.45	1.45	1.45	1.45
臨時職員等従事者数 (単位:人)	-	0.42	0.40	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	活動指標	①	嘱託医協議件数	件	計画	-	600	640	650	660	670
実績					532	637	595	533	-	-	
②		レセプト点検率	%	計画	-	100	100	100	100	100	
				実績	100	100	100	100	-	-	
③		主事研修回数	回	計画	-	12	12	12	12	12	
				実績	12	12	12	12	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合											
もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	嘱託医協議件数	医療扶助の適正化の点で嘱託医の助言を受けた回数を設定	回	計画	-	600	640	650	660	670
成果指標	①	嘱託医協議件数	医療扶助の適正化の点で嘱託医の助言を受けた回数を設定	回	実績	532	637	595	533	-	-
					②	レセプト点検率	医療扶助の適正化の点でレセプト点検の実施状況を設定	%	計画	-	100
	実績	100	100	100	100				-	-	
	③				計画	-					
					実績					-	-
	〈記述欄〉※数値化できない場合										

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	本事業は、「生活保護費給付事業」の体制整備の事業であり、上位政策に結びついている。生活保護受給者が増加している状況にあり、事業の役割は薄れていない。なお、法定受託事務である生活保護費給付事業と一体的に実施する必要があるため、市が事業主体であることは妥当である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	嘱託医協議件数・レセプト点検率など成果指標は順調に推移しており、生活保護給付事業は適正・円滑に実施できている。また、生活保護費給付事業の体制整備の事業であり、国や県の方針に従い事業を行っているため、独自に事業内容を見直す余地は無い。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	診療報酬明細書の点検など業務委託が可能なことについては、業者委託を行っており、今後も可能なことは民間委託等を活用していく。また、面接相談員、就労支援員、医療扶助相談員については非常勤職員で対応している。ただし、ケースワーカーに関しては現状、非常勤職員で一部対応しているが、困難事例も多く専門的知識も必要なため、これ以上の拡充は難しい。なお、生活保護費給付事業の体制整備のための事業であり、受益者負担は無い。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善

今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)
	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組をもたらそうとする効果など) 今後も保護世帯の増加が考えられるが、国の施策に従い適正に事業を実施していく。生活保護を行っていくうえで重要な事業であるため、適切な事務の執行が必要であり、今後もケースワーカーの技能向上のための研修や各種調査の徹底を図る予定である。		

外部評価の実施	無	実施年度	
改善進捗状況等	H27進捗状況		
	H27取組内容		

決算審査特別委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)
-------------------------	---